

母子父子医療費助成金支給申請の手続きが変わります！

平成30年8月1日から 母子父子医療費助成 自動償還方式が スタートします！



「自動償還方式」とは？

県内の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証と母子父子医療費助成金受給資格者証を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、診療月の翌々月の末日に指定された口座へ、自己負担1,000円を差引いた金額が自動的に振り込まれます。



「自動償還方式」を利用するためには？

県内の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証と母子父子医療費助成金受給資格者証を提示してください。毎回の提示が原則となりますので、受給資格者証の提示がない場合は「自動償還方式」による助成金の支給が出来ません。

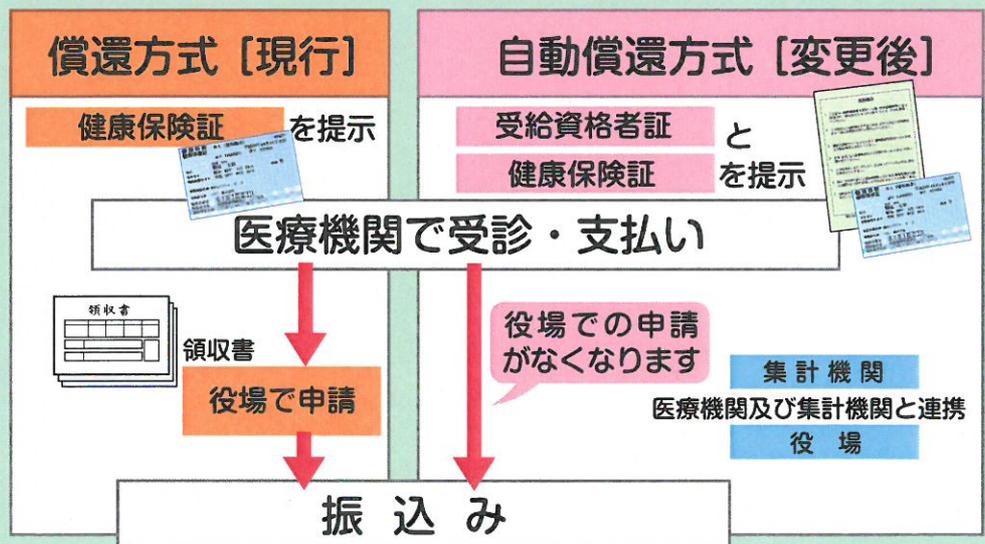
※「自動償還方式」の取扱い対象外となるものについては、これまで通り宜野座村役場健康福祉課窓口にて領収書を持参の上、支給申請手続きを行ってください。

注目!!

従来の役場窓口での支給申請手続きは必要ありません！



受診の際は、受給資格者証と健康保険証をお忘れなく！



お願い

- ★ 住所・氏名など健康保険被保険者証に**変更がある方は、変更申請を必ず**おこなってください。
- ★ 宜野座村外に転出する場合は、村民生活課で手続きを済ませた後、受給資格者証を返還し、転出日前日までの領収書の申請を済ませてください。また口座振込みが済むまでは口座の解約をしないでください。

お問い合わせ先 宜野座村役場 健康福祉課 ☎098-968-3253